

# 社会保険加入促進計画

## 1. 団体の基本的事項

団体名：社団法人 全国建設室内工事業協会

代表者名：会長 石田 信向

所在地：東京都中央区日本橋人形町 1-5-10 神田ビル 4 階

支部：9 支部（北海道、東北、関東、中部、北陸、関西・中国・四国・九州）

会員数：正会員 641 社 特別会員 233 社

（平成 24 年 4 月 13 日現在）

主な業種：内装仕上工事業

## 2. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業が一体となって推進していくことが必要である。

（社）全室協は、専門工事業団体として取り組むべき対策、正会員・特別会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、法定福利費の別枠計上、法令遵守ガイドラインの民間発注者への徹底、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強くお願いして参ります。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課されており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性のあがる措置の一斉摘要が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により、人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉摘要の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

なお、今後、会員企業各社に対して、下請企業（協力会社）を含めた、社会保険等の加入の実施調査を定期的に実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

## 3. 保険加入の状況

平成 24 年 3 月に会員企業に対してアンケート調査を実施した。（別紙-1）

調査結果による加入状況については、回答率 51%で、会員企業については、社会保険

の加入率は90%を超えているが、下請企業（協力会社）の職人について、雇用保険の加入率が低い。原因は多数が1人親方である。

今後、年に一度定期的にアンケート調査を実施し、対策を検討しながら、加入促進に努める。

## 4. 取り組みの内容

### (1) 期 間

国の計画と同様に、平成24年度を初年度とし、5カ年計画とする。

### (2) 団体として取り組むべき対策

#### ① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

国土交通省、厚生労働省、学識経験者、建設業団体等で構成され、平成24年5月29日に発足した「社か保険未加入対策推進協議会」及び地方整備局単位で設置された「地方対策協議会」に参画し、効果的な取り組みや周知啓発方法、さらには実効性のあがる対策について積極的に意見具申する。

#### ② 会員企業・関係企業への保険加入の周知

- ・ 推進協議会で作成されたPR素材を活用して、年会6回発行される「全室協ニュース」、HPを通じて、会員企業・関係企業等に対し、保険未加入対策を周知する。
- ・ 本部・各支部単位等で、研修会・講演会を開催し、保険未加入対策に関する取り組みについて、会員企業への啓蒙活動を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。
- ・ 団体として法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を会員企業・関係企業に対し周知する。

#### ③ 未加入事業者・個人の確認・指導

- ・ ポスター・チラシ等の配布による事業者・技能労働者への保険加入の働きかけを行う。
- ・ 再下請通知書・作業員名簿等による事業所・作業員の加入状況を把握し、保険加入の推進。
- ・ 会員企業における無許可業者の排除。

#### ④ 未加入事業者の排除

- ・ 会員企業において、協力会社登録時、見積書提出時に保険加入状況をチェックする。
- ・ 団体として加入事業者を優先とすることを宣言するとともに、加入推進運動を実施する。

#### ⑤ 適正工期の確保

- ・ 適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。団体として、元請団体に対し、公共工事・民間

工事を問わず、適正工期の確保を働きかける。

⑥ 法定福利費の確保

- ・ 団体として、見積・契約・支払いにおける法定福利費別枠計上確保の働きかけを、公共工事・民間工事を問わず行う。
- ・ 内装工事業として見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成する。
- ・ 会員企業に対して、標準見積書を活用し契約の見積時から法定福利費を適正に確保することに周知徹底する。
- ・ 団体として元請団体等に対して、ダンピングの防止や下請の提出する法定福利費内訳明示のための標準見積書を、公共工事・民間工事を問わず活用して法定福利費を適正に確保するよう要請する。

⑦ 重層下請構造の是正

- ・ 「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適正法の指導を行う。
- ・ 再下請契約時の関係法令の適法性のチェック等について指導する。

⑧ 一人親方対策

- ・ 会員企業に対して、非自発的な形での一人親方になることの防止、偽装請負の禁止等、請負・雇用に関するルールの徹底。

⑨ 就労履歴管理システムへの対応

- ・ 現在検討されている、「就労履歴管理システム」、「共通番号制度」については、団体として関係団体と連携し、機構への参加、会員企業におけるシステム導入推進は、検討課題として取り組んでいく。

⑩ 優良企業認定制度の取組

- ・ 認定制度については、導入したい考えであり、推進協議会よりの情報により、内容・仕組みを平成 24 年度導入で検討する。

⑪ 保険関係事務手続きの支援

- ・ 会員企業に対し、社会保険加入事務手続きの講習会・研修会を、本部・支部・県単位で開催し、指導を行う。  
日程、内容については推進協議会の情報を参考にしながら、定期的で開催する。

⑫ 保険未加入者の排除

- ・ 5 カ年計画で加入推進活動を行い、将来的には保険未加入の作業員は現場入場を認めないことを視野に入れ、会員企業に強く働きかけを行う。